

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第八号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

第一条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>十七 (略)</p> <p>(1) (5) (略)</p>	<p>市町</p> <p>市町（消防本部及び消防署を置く市町（広島市を除く。）に限る。）</p>	<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>十七 (略)</p> <p>(1) (5) (略)</p>	<p>市町</p> <p>市町（消防本部及び消防署を置く市町に限る。）</p>
<p>第三条 (略)</p> <p>事務</p> <p>五 (建築基準法関係) (略)</p> <p>(1) (8) (略)</p> <p>(9) 法第五十二条第六項第三号第十項、第十一項及び第十四項、法第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号、法第五十三条の二第二項第三号及び第四号、法第五十五条第二項、第三項及び第四項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十七条の二第一項、法第五十六条の二第二項、法第五十七条の二第三項、法第五十七条の三第二項、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十八条第二項、法第五十九條第一項第三号及び第四項、法第五十九條の二第二項並びに政令第三百三十一條の二</p>	<p>市町</p> <p>(略)</p>	<p>第三条 (略)</p> <p>事務</p> <p>五 (建築基準法関係) (略)</p> <p>(1) (8) (略)</p> <p>(9) 法第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、法第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号、法第五十三条の二第一項第三号及び第四号、法第五十五条第二項及び第三項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十七条の二第一項、法第五十七条の二第二項、法第五十七条の三第二項、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九條第一項第三号及び第四項、法第五十九條の二第二項並びに政令第三百三十一條の規定による建築物の面積、</p>	<p>市町</p> <p>(略)</p>

<p>第二項及び第三項の規定による建築物の面積、高さ及び敷地内の空地に関する許可、指定、指定の取消し及び認定</p> <p>(10)―(18) (略)</p>		<p>高さ及び敷地内の空地に関する許可、指定、指定の取消し及び認定</p> <p>(10)―(18) (略)</p>	
<p>(調理師法関係) 十三の二 (略) (1)―(9) (略)</p>	(略)	<p>(調理師法関係) 十三の二 (略) (1)―(9) (略) 10 (1)から(9)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	(略)
<p>三十一 (略)</p>	(略)	<p>三十一 (略)</p>	(略)
<p>〔環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律関係〕 三十二 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第十九条第五項（法第二十条第四項において準用する場合を含む。）及び法第二十一条第五項（法第二十二條第四項において準用する場合を含む。）の規定による環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下この号において「実施計画」という。）の申請の受付 (2) 法第二十条第二項及び法第二十二條第二項の規定による実施計画の軽微な変更の届出の受付 (3) 法第四十六条第一項の規定による認定計画の実施状況の報告の受付</p>	<p>広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町</p>		

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	第二条 (略)
改正前	第二条 (略)

<p>事務</p> <p>十六の二 宅造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下この号において「法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる次に掲げる事務</p> <p>(1) 法による改正前の宅造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この号において「旧法」という。）第八条第一項本文の規定による宅造成に関する工事の許可 (2) 旧法第八条第三項（旧法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による条件の設定 (3) 旧法第十条第二項（旧法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可又は不許可の通知 (4) 旧法第十一条（旧法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による宅造成に関する工事の協議 (5) 旧法第十二条第一項の規定による宅造成に関する工事の計画の変更の許可 (6) 旧法第十二条第二項の規定による軽微な変更の届出の受付 (7) 旧法第十三条第一項の規定による工事完了の検査 (8) 旧法第十三条第二項の規定による検査済証の交付 (9) 旧法第十四条第一項の規定</p>	<p>事務</p>
<p>(略)</p>	<p>市町</p>
<p>事務</p> <p>十六の二 宅造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この号において「法」という。）宅造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下この号において「政令」という。）宅造成等規制法施行規則（以下この号において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの (1) 法第三条第一項の規定による宅造成工事規制区域の指定 (2) 法第三条第三項の規定による公示 (3) 法第四条の規定による測量又は調査のための土地の立入り (4) 法第五条第一項の規定による土地の試掘等の許可 (5) 法第七条第一項の規定による土地の立入り等に伴う損失の補償 (6) 法第八条第一項本文の規定による宅造成に関する工事の許可 (7) 法第八条第三項（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による条件の設定 (8) 法第十条第二項（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可又は不許可の通知 (9) 法第十一条（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による宅造成に関する工事の協議 (10) 法第十二条第一項の規定による宅造成に関する工事の計画の変更の許可 (11) 法第十二条第二項の規定による軽微な変更の届出の受付 (12) 法第十三条第一項の規定による工事完了の検査 (13) 法第十三条第二項の規定による検査済証の交付 (14) 法第十四条第一項の規定に</p>	<p>事務</p>
<p>(略)</p>	<p>市町</p>

<p>三十五 (略) 第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、 第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、</p>	<p>による許可の取消し (10) 旧法第十四条第二項の規定による工事の施行停止その他の措置の命令 (11) 旧法第十四条第三項の規定による宅地の使用の禁止その他の措置の命令 (12) 旧法第十四条第四項の規定による工事の施行又は作業の停止の命令 (13) 旧法第十四条第五項(旧法第十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による代執行及び公告 (14) 旧法第十五条第一項の規定による工事の届出の受付 (15) 旧法第十五条第二項の規定による工事着手の届出の受付 (16) 旧法第十五条第三項の規定による宅地転用の届出の受付 (17) 旧法第十六条第二項の規定による災害防止のための措置の勧告 (18) 旧法第十七条第一項及び第二項の規定による改善命令 (19) 旧法第十八条第一項の規定による立入検査 (20) 旧法第十九条の規定による報告の徴取 (21) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和四年政令第三百九十三号)による改正前の宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号。以下この号において「旧政令」という。)第十五条第一項の規定による他の措置をとることの設定 (22) 旧政令第十五条第二項の規定による技術的基準の強化又は必要な技術的基準の付加 (23) 旧政令第二十四条により委任された国土交通省令の規定による旧法第八条第一項又は旧法第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付 (24) (1)から(23)までに掲げるもののほか、別に規則で定めるもの</p>
<p>三十五 (略) 第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、 第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、</p>	<p>による許可の取消し (15) 法第十四条第二項の規定による工事の施行停止その他の措置の命令 (16) 法第十四条第三項の規定による宅地の使用の禁止その他の措置の命令 (17) 法第十四条第四項の規定による工事の施行又は作業の停止の命令 (18) 法第十四条第五項(法第十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による代執行及び公告 (19) 法第十五条第一項の規定による工事の届出の受付 (20) 法第十五条第二項の規定による工事着手の届出の受付 (21) 法第十五条第三項の規定による宅地転用の届出の受付 (22) 法第十六条第二項の規定による災害防止のための措置の勧告 (23) 法第十七条第一項及び第二項の規定による改善命令 (24) 法第十八条第一項の規定による立入検査 (25) 法第十九条の規定による報告の徴取 (26) 政令第十五条第一項の規定による他の措置をとることの設定 (27) 政令第十五条第二項の規定による技術的基準の強化又は必要な技術的基準の付加 (28) 省令第三十条の規定による法第八条第一項又は法第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付 (29) (1)から(28)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>

第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)（勧告を除く。）、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の三(9)の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)の二(1)及び(7)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(9)から(12)まで及び(18)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)（勧告を除く。）、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)

(略)

第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)（勧告を除く。）、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の三(9)の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)の二(1)及び(7)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)（勧告を除く。）、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)

(略)

<p>第三条 (略)</p> <p>事務</p> <p>(宅地造成等規制法関係)</p> <p>十六 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(以下この号において「法」という。) 附則第二条の規定により、なお従前の例によることとされる次に掲げる事務</p> <p>(1) 法による改正前の宅地造成等規制法(以下この号において「旧法」という。) 第八条第一項本文の規定による宅地造成に関する工事の許可</p> <p>(2) 旧法第十一条(旧法第十二条第三項において準用する場合を含む。) の規定による宅地造成に関する工事の協議</p> <p>(3) 旧法第十二条第一項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可</p> <p>(4) 旧法第十二条第二項の規定による軽微な変更の届出の受付</p> <p>(5) 旧法第十三条第一項の規定による工事完了の検査</p> <p>(6) 旧法第十五条第一項、第二項及び第三項の規定による工事等の届出の受付</p> <p>(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、別に規則で定めるもの</p>	(略)	<p>第三条 (略)</p> <p>事務</p> <p>(宅地造成等規制法関係)</p> <p>十六 宅地造成等規制法(以下この号において「法」という。) 及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第八条第一項本文の規定による宅地造成に関する工事の許可</p> <p>(2) 法第十一条(法第十二条第三項において準用する場合を含む。) の規定による宅地造成に関する工事の協議</p> <p>(3) 法第十二条第一項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可</p> <p>(4) 法第十二条第二項の規定による軽微な変更の届出の受付</p> <p>(5) 法第十三条第一項の規定による工事完了の検査</p> <p>(6) 法第十五条第一項、第二項及び第三項の規定による工事等の届出の受付</p> <p>(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	(略)
(略)		(略)	

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 令和五年四月一日
- 二 第二条の規定 令和五年五月二十六日